

令和7年4月1日からの変更点について

令和7年3月24日付厚生労働省告示により、令和7年4月1日から入院時食事療養標準負担額が変更になります。恐れいりますが、令和7年4月1日以降、入院時食事療養標準負担額は以下のとおりとなりますので、「後期高齢者医療制度のご案内」12ページの一覧表については、読み替えをいただきますようお願い申し上げます。

入院時食事代の標準負担額（※令和7年4月1日から）

所得の区分		自己負担額
現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰ	一般Ⅱ・Ⅰ	1食につき 510円
低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱに該当しない指定難病患者等 ※1		1食につき 300円
<低所得者Ⅱ>	90日までの入院	1食につき 240円
	90日を超える入院 ※2	1食につき 190円
低所得者Ⅰ		1食につき 110円

食費・居住費の標準負担額（療養病床に入院する場合）（※令和7年4月1日から）

所得区分	医療の必要性の低い者（A）		医療の必要性の高い者（B）		指定難病患者（C）	
	食費 （1食）	居住費 （1日）	食費 （1食）	居住費 （1日）	食費 （1食）	居住費 （1日）
現役並み Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ	生活療養（Ⅰ） 510円	370円	生活療養（Ⅰ） 510円	370円	300円	0円
一般Ⅱ・Ⅰ	生活療養（Ⅱ） 470円		生活療養（Ⅱ） 470円			
低所得Ⅱ	240円	370円	240円 （90日超で 190円）※2	370円	240円 （90日超で 190円）※2	0円
低所得Ⅰ	140円		110円		110円	
老齢福祉年金 受給者	110円	0円	110円	0円	110円	0円
境界層該当者						

（※1）平成28年4月1日において、すでに1年を超えて精神病床に入院している患者は260円です。

（平成28年4月1日以後、合併症等により同日内に多病院への転院・他病床への移動をした場合も対象になります）

（※2）過去12か月間で、低所得者Ⅱの期間に90日を超える入院をした場合です。マイナ保険証の有無にかかわらず、長期入院の該当になるためには申請が必要です。申請をしなければ190円には減額されませんので、入院日数が90日を超えたら早めに手続きをしてください。長期該当は申請日が属する月の翌月から適用となります。